<診断基準>

Definite、Probable を対象とする。 メンケス(Menkes)病の診断基準

A 症状

いずれも乳幼児期から発生する症状であるとする。

- 1. 重度の中枢神経障害(著明な発達遅延)
- 2. 難治性痙攣
- 3. 頭髪異常(少ない毛、縮れ毛、色素減弱)
- 4. 硬膜下出血
- 5. 骨粗鬆症•骨折
- 6. 繰り返す尿路感染症
- 7. 筋力低下

B 検査所見

- 1. 血液 生化学的検査所見
 - ①血清銅値: 30 μg/dL以下、セルロプラスミン値: 15mg/dL以下
 - ②血清乳酸・ピルビン酸の上昇
- 2. 画像検査所見
 - (1)MRA で血管蛇行、MRI で脳萎縮、硬膜下出血のいずれか
 - ②骨粗鬆症、骨折のいずれか
 - ③膀胱憩室

C特殊検査

培養皮膚繊維芽細胞の銅濃度の高値

D 鑑別診断:以下の疾患を鑑別する。

ミトコンドリア遺伝子異常症

E 遺伝学的検査

ATP7A 遺伝子の変異

<診断のカテゴリー>

Definite: Aのうち3. を含む2項目以上+Bのうち 1.①を含む 2 項目以上を満たしD の鑑別すべき疾患を除外し、C または E を満たすもの。

Probable: Aのうち3. を含む2項目以上+Bのうち1の双方または、1の①及び2の3項目のうち2項目以上を満たしDの鑑別すべき疾患を除外したもの。

Possible: Aのうち3. を含む2項目以上+Bのうち1①を含む2項目以上

<重症度分類>

Barthel Indexで85点以下を対象とする。

		質問内容	点数
1	食事	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	10
		部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	5
		全介助	0
2	車椅子か らベッドへ の移動	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	15
		軽度の部分介助または監視を要する	10
		座ることは可能であるがほぼ全介助	5
L		全介助または不可能	0
2	整容	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)	5
3		部分介助または不可能	0
	トイレ動作	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合は	10
		その洗浄も含む)	10
4		部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	5
		全介助または不可能	0
5	入浴	自立	5
		部分介助または不可能	0
	歩行	45m以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	15
		45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	10
6		歩行不能の場合、車椅子にて 45m以上の操作可能	5
		上記以外	0
	階段昇降	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	10
7		介助または監視を要する	5
		不能	0
	着替え	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	10
8		部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	5
		上記以外	0
9	排便コント ロール	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	10
		ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	5
		上記以外	0
	排尿コント ロール	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	10
10		ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	5
			1

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。